(3)、擴大中央委員会ノ件、
本件ハ石原君ヨリ河畑保太郎ヲ煽動シテ居タ事実
明白ニテ、速捜区場ノ保岳島君ヨリ「スパイ」トシテ報告
セシメタルモノナリトハ確カニ山田君ガ言ハシメ今君ノ後ノ反論モ
リト述ヘラレ、樋田、丸山ヨリ質問ノ結果責任者タル石原
ニ付更ニ糺問スルコトニ決定、
(3)、市電大会委員ノ件
芝公郡ハ一名モ出席セザルニ付キ本部ノ指令ヲ徹底
シ、配布セル通告前記ノ如ク石原直接ニ手段ヲ求メルコト
ニ決定、
(4)、闘争ヲ外ヅ策動ノ件、
芝公郡ハ二十日、芝浦公郡ハ三十日本部ニ納入セルカ、
二ノ闘争ノ自覚ニ付テ注目スベキ、芝ト芝浦ガ本部

ヨリハ家ヨリ方策ヲ持チ来ルナリトテ、谷保君曰
ナルカ山田君ハ之ヲ否認シ、依ツテ樋田ノ査問会ニ於テ
石原ノ報告ヲ受ケ、且ツ不在ノ樋田ハ安部保ヲ会ニ出席
カニ又共部上ニ於ケル諸問スヘキ
次回開会日ニ安部保ヲ出席セシメ決定、
以上ニテ石原査問ノ件ハ終了シ
(B)、山田君ヨリ
自分ハ従来ノ行動カ本部ニ対シテ不忠ナルトコロノ自
覚シ、又従前手段ノ家庭ニハ病人アリ、困難ナル事情ニ由
リ執行委員ノ辞任ヲ承認セラレタシト述ブ
右ハ審議ノ結果保留、
(C)、芝公郡ヲ除名ノ件
山田ヨリ芝浦公郡ノ高見ニ於ケル態度ノ不良ニ付キ要求